

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、子ども・子育て支援(新制度)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。 また、償還払い等の事務にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 なし(子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(155の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人以上1万人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(116の項)	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)</p>	事後	
平成29年12月12日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム	事前	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等 保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の 認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付 費の支払管理事務を行う。	就学前児童の認定こども園等への申込受付等 保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の 認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付 費の支払管理事務を行う。 また、償還払い等の事務にあたり住民が公金 受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、 事前登録した公金受取口座に支給する。	事後	公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯 金口座の登録に関する法律 の施行による修正
令和5年5月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報提供は行わ ない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法に よる子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報提供は行わ ない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法に よる子どものための教育・保育給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯 金口座の登録に関する法律 の施行による修正
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネ クタ、宛名・納付システム、収納管理システム、 滞納管理システム、電子申請システム	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネ クタ、宛名・納付システム、収納管理システム、 滞納管理システム	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(94の項)	・番号法第9条第1項及び別表127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第68条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(子ども・子育て支援関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(155の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	<p>十分である</p> <p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 <p>また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。 	事後	
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。 	事前	
令和7年8月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年8月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	子ども子育て支援システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、EUCシステム	事前	